

# 申告書・申請書等の郵送先について

郵送により申告書・申請書等を提出する場合は、以下の郵送先へお願いいたします。

(注) 1 「〇〇税務署」には、所轄税務署名を記載します。

2 書面の申告書や申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

## 1 金沢・七尾・小松・輪島・松任税務署を提出先とする申告書等

郵送先	〒920-8526 金沢国税局業務センター（〇〇税務署）
-----	---------------------------------

※申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。

## 2 富山・高岡・魚津・砺波税務署を提出先とする申告書等

郵送する書類		郵送先
申告書等（主なもの）	申請書等（主なもの）	
<ul style="list-style-type: none"><li>・所得税及び復興特別所得税</li><li>・消費税及び地方消費税（個人事業者の方）</li><li>・贈与税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人事業の開業・廃業等届出書</li><li>・所得税の青色申告承認申請書</li><li>・消費税課税事業者届出書（個人事業者の方）</li></ul>	〒930-8606 金沢国税局業務センター 富山事務室（〇〇税務署）
<ul style="list-style-type: none"><li>・法人税及び地方法人税</li><li>・消費税及び地方消費税（法人用）</li><li>・相続税</li><li>・所得税徴収高計算書（※納付税額のないもの）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人設立届出書</li><li>・青色申告の承認申請書（法人の方）</li><li>・異動届出書</li><li>・消費税課税事業者届出書（法人の方）</li><li>・給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書</li><li>・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書</li><li>・法定調書合計表</li></ul>	〒920-8526 金沢国税局業務センター （〇〇税務署）

※ 申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。

## 3 福井・大野税務署を提出先とする申告書等

郵送先	〒910-8529 金沢国税局業務センター福井分室（〇〇税務署）
-----	-------------------------------------

※申告書・申請書等を送付する際の送付先住所の記載は不要です。